

# ABS国際交渉の最近動向

## - 第8回ABS作業部会報告 -

JBAオープン・セミナー (in 東京 第2回)

2009年12月15日

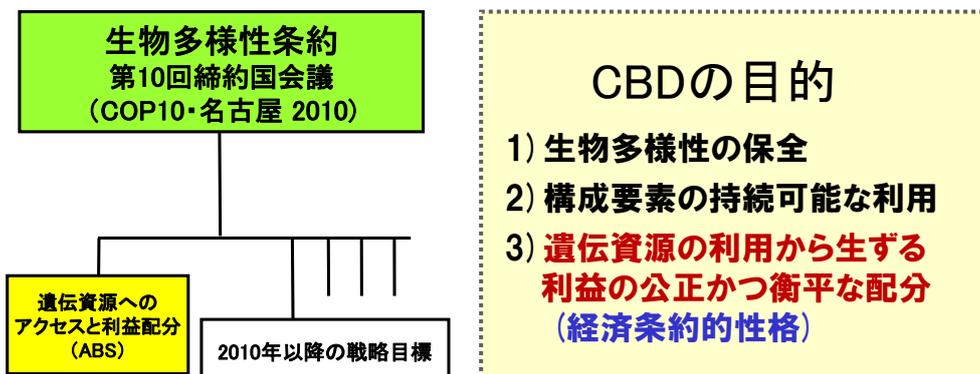
(財)バイオインダストリー協会(JBA)

炭田精造

JBA 財団法人バイオインダストリー協会

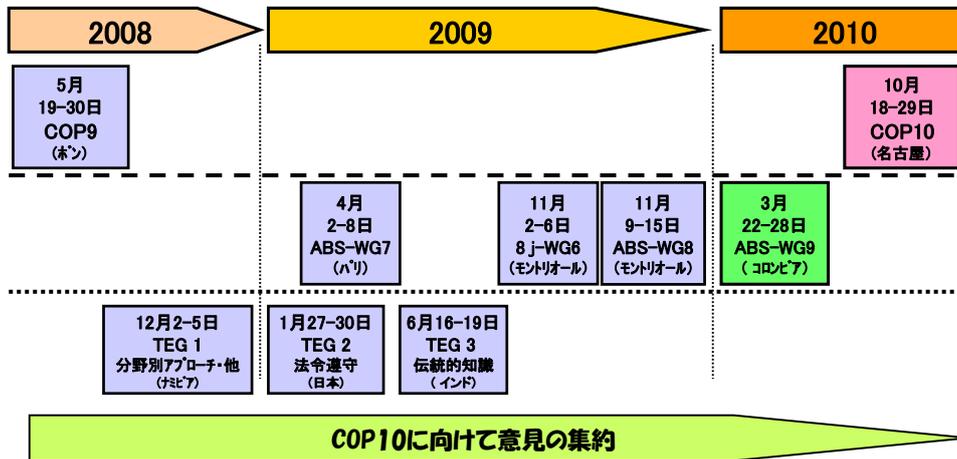
## 生物多様性条約(CBD)

1992年 5月採択、1993年12月発効、加盟:193カ国



JBA 財団法人バイオインダストリー協会

## CBD-ABS関連会議日程



## 論 点

国際的制度の要素		論 点
目的		● 遺伝資源アクセスへの規制重視か、アクセスの円滑化との両立か
範囲		● 派生物&産物の扱い方、病原体の扱い方 ● 通常取引される商品(コモディティ)の扱い方
アクセス		● アクセスの円滑化のための「国際アクセス標準」の開発の必要性
利益配分		● 分野別の利益配分モデル契約条項等の有用性 ● (「モデル国内法」の開発によるABS国内枠組みの整備の促進の必要性)
遵 守	法令および契約の遵守	● 海外遺伝資源の不正取得とはなにか ● 既存制度で対処できるのではないか ● 不正取得者に対する利用国政府の「国内措置」のあり方
	国際的に認知された証明書(認証)	● 証明書の利用制度のあり方 (実施可能性、実効性、費用・便益分析の必要性) ● 証明書の利用方法。出国時や利用国内でのチェックポイントは必要か
	出所・原産地開示	● 他の条約との重複性。実効性。産業界・学界等への影響
伝統的知識		● 遺伝資源に関連した伝統的知識に限定するか。他の条約との重複性。
能力構築		● 技術移転、研修、資金援助等のあり方
法的性格		● 制度の各要素について、自発的の制度にするか、法的拘束力を持たせるか

## 前回(第7回ABS作業部会)の結果

これまでは、法的拘束力のある国際的制度を目指すか否かの「入口論」で議論は膠着していたが、GOP9決定の作業工程表に従い、この会合で初めて制度の「具体的中身」が議論された。

- 目的、範囲、遵守、アクセス、利益配分の各項目について今後の交渉のベースとなる条文案テキスト(オペレーショナルテキスト)を作成した。  
(テキストは、対立する全ての国の主張を留保付き(ブラケット)で入れ込んだものである)
- EUは、「国際アクセス標準に合意するのであれば、法的拘束力のある遵守措置についても検討する用意がある」旨を表明した。
- 途上国側は、遺伝資源へのアクセスに関する権限は、条約上資源国の主権に属するとし、EU提案に反対した。

## 結果

## 第8回ABS作業部会の検討項目

項目	検討事項
1	法的性格
2	伝統的知識
3	能力
4	遵守
5	公正・衡平な利益配分
6	アクセス
7	会期間会合

### 第8回ABS作業部会の検討項目-1 法的性格

各国が自国の見解を述べた。議長が以下の所見を口頭で発表した。

- ◆ 途上国：議定書(法的拘束力有り)とすべき。
- ◆ 先進国：法的拘束力の有無は、具体的なテキストの内容で判断すべき。

【議長所見の口頭発表(文書による発表はなかった)】

Having reflected upon statements made in plenary on this item and having discussed the matter with all regions and a range of representatives from indigenous peoples and local communities and stakeholders, the Co-chairs stated that the Working Group (WG) shares the preponderant understanding, that for the purposes of completing its mandate and subject to the agreement that the Regime would include, inter alia, one or more legally binding provisions, negotiations of the International Regime aim at finalizing a draft protocol under the CBD. The WG confirmed that this understanding is without prejudice to a decision at the 10th COP on the adoption of such a protocol.

(注: 聴取者の筆記による記録)

(注: 聴

## 第8回ABS作業部会の検討項目-2 伝統的知識(TK)

### ■ 前文／原則

### ■ 条文案テキスト(留保事項付き)

- \* 遺伝資源に関連するTKは、遺伝資源に対する扱いと同様(PIC、MAT、BS)の扱いをすべきか否か、
- \* TKに関する国内制度の制定に当たっては、国内の原住民・地域社会の意思決定プロセスへの参加を促すべき、等の考え方に立つ提案がされた。
- \* TKの定義については次回以降の議論に持ち越された。

## 第8回ABS作業部会の検討項目-3 能力

1. ABSにおける人材開発と制度的能力の強化における協力
2. 能力開発・構築措置の基礎としての国家的能力の自己評価
3. 能力構築プログラム
4. 政府の能力構築のための措置
5. 学界・研究機関の能力構築の必要性
6. 民間セクターの能力構築の必要性
7. ABS利害関係者の能力強化措置
8. 原住民・地域社会のための特別な能力構築措置
9. 能力構築計画のための基金および金融メカニズムの設置
10. ドナー、GEF等の国際基金機関等に対し、能力構築プログラムのための資金提供を確保する措置を取るべき

## 第8回ABS作業部会の検討項目-4 遵守

### 1. 遵守を促すための手段の開発

- a) 意識啓発活動
- b) 不正取得、不正使用に対する国際的な認識
- c) 素材移転契約のモデル条項の分野別一覧
- d) 重要な利用者集団に関する行動規範
- e) 優良行動規範の特定
- f) 研究資金供与機関が研究資金を受給した利用者に対して所定のABS要件の遵守を義務付けること
- g) 利用者による単独宣言
- h) 国の管轄を超えて遵守を支援するためのアクセスの国際基準(国内法の調和は不要)

### 2. 遵守をモニターするための手段の開発

- a) 情報交換のための仕組み
- b) 国内の権限ある当局が交付する国際的に認知された証明書
- c) 追跡(tracking)および報告の制度
- d) 追跡(tracking)のための情報技術
- e) 開示の要件
- f) チェックポイントの特定

## 第8回ABS作業部会の検討項目-4 続き 遵守

### 3. 遵守を支援するための手段の開発

- a) ABSの取決めの執行を目的とする司法制度の利用を確保するための措置
- b) 紛争解決の仕組み: 国家間、国際私法、裁判外紛争解決
- c) 判決および仲裁判断の国の管轄権を超えた執行
- d) 事前の情報に基づく同意の要件の違反が申し立てられている具体的な事例における関連情報を提供者が入手することを援助するための、ABSに関する政府窓口間の情報報交換の手続き

### 4. 保護に関する慣習法および地域の制度の遵守を確保するための措置

## 第8回ABS作業部会の検討項目-5 公正・衡平な利益配分

1. アクセスと利益の公正・衡平な配分との連関
2. 相互に合意する条件に基づいて配分される利益
3. 金銭的利益、または非金銭的利益
4. 技術へのアクセスおよびその移転
5. 相互に合意する条件に基づく研究および開発の成果の共有
6. 研究活動への効果的な参加、または研究活動における共同開発
7. 交渉における平等を促進するための仕組み
8. 意識啓発
9. 相互に合意する条件、および伝統的知識の保有者への利益の配分における原住民・地域社会の参加、および関与を確保するための措置
10. 生物多様性の保全、および持続可能な利用、ならびに社会経済的発展(特にミレニアム開発目標)に向け、国内法に基づいて利益が配分されることを促す仕組み
11. 最低限の国際的な条件、および基準の開発
12. 利用ごとの利益配分
13. 原産地が明らかでないか複数の国にまたがる場合の多国間での利益配分の方法
14. 国境をまたぐ場合に対応するための信託基金の設立
15. 素材移転契約に組み入れることを想定したモデル条項の一覧の開発
16. 遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボーン・ガイドラインの利用の拡大

## 第8回ABS作業部会の検討項目-6 アクセス

1. 締約国がアクセスについて決定する主権的権利および権利の認識
2. アクセスと利益の公正かつ衡平な配分との連関
3. アクセスに関する規則の法的確実性、明確性および透明性
4. アクセスに関する規則の無差別的適用
5. 国の管轄を超えて遵守を支援するための国際アクセス標準(国内のアクセス法との調和を必要としないもの)
6. 国際的に開発されたモデル国内法
7. 管理および取引費用の最小化
8. 非商業目的の研究に関するアクセス規則の簡素化

## 第8回ABS作業部会の結果 条文案テキスト作成について:まとめ

**3,000以上の留保事項が付いた条文案テキスト(61頁)が作成された。**  
【前回(WG7)は約2,000の留保事項付きテキスト(36頁)であった】

- 法的性格: 各国の意見表明のみでテキストなし。議長が口頭のみで所見を表明。

### 【付属書I】

- 伝統的知識、能力:

今回初めて議論し、留保事項付きテキストを作成した。

- 遵守、利益配分、アクセス:

前回会合(WG7)のテキストに新たに提起された意見を追加し、留保事項付きテキストを作成した。

### 【付属書II】

- 付属書IIに属さない新しく提起された意見(用語の定義、制度メカニズム、資金メカニズム等)に係るテキストを作成した。

## 第8回ABS作業部会の検討項目-7 作業部会のアクション:会期間会合の開催

### (1) フレンスオフチェア会合(The Friends of the Co-chairs meeting):

《開催日:1月末から2月第1週で、3~5日間開催》

- 共同議長により選ばれた締約国からの代表18名
- COP9議長国(ドイツ)、COP10議長国(日本)からの代表各1名
- 原住民・地域社会、市民社会、産業界からの各2名

### (2) 地域間非公式協議(Inter-regional Informal Consultation):

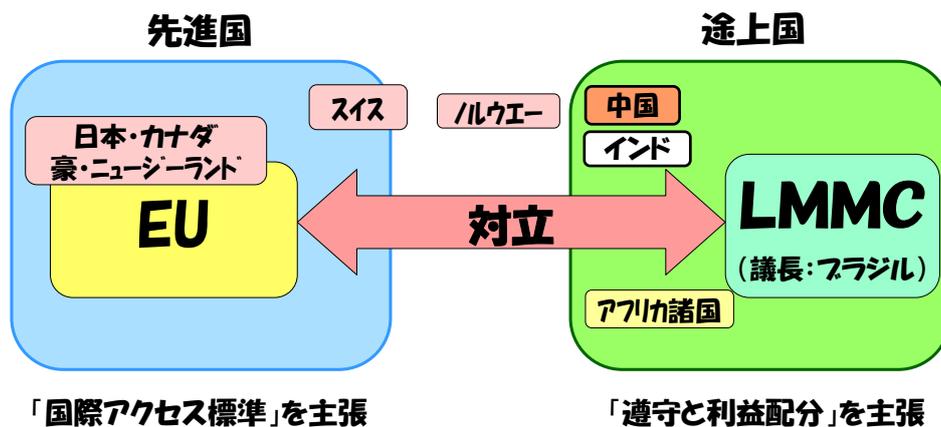
《開催日:ABS-WG9の直前》

- 25名の締約国代表(国連5地域グループから各5名の代表)
- 10名のオブザーバー(アドバイザー)(1地域2名)
- 原住民・地域社会、市民社会、産業界からの各2名
- COP9議長国(ドイツ)、COP10議長国(日本)からの代表各1名

# 解説

## 国際的制度(IR)の策定をめぐる交渉の構図

ABS-WG7(2009年4-11月時点)

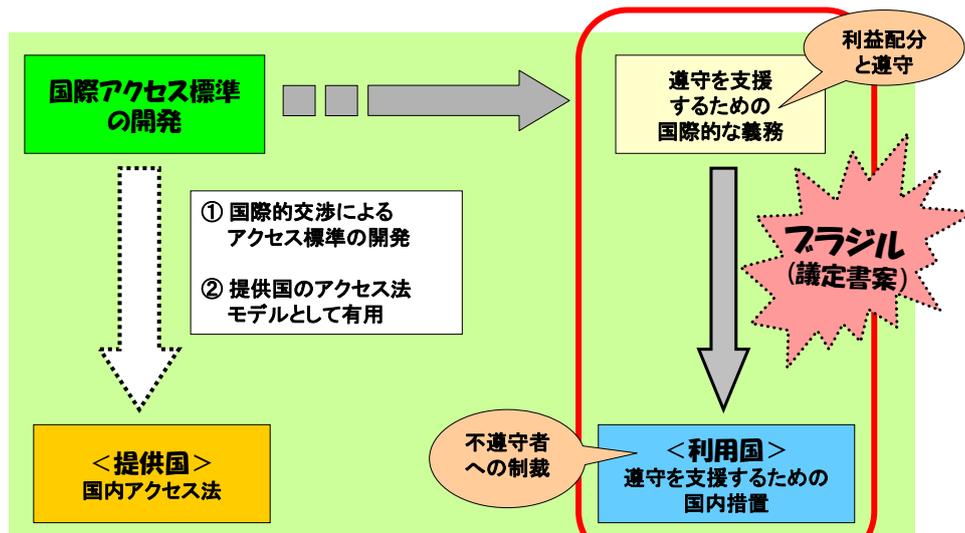


## 先進国と途上国の意見の比較

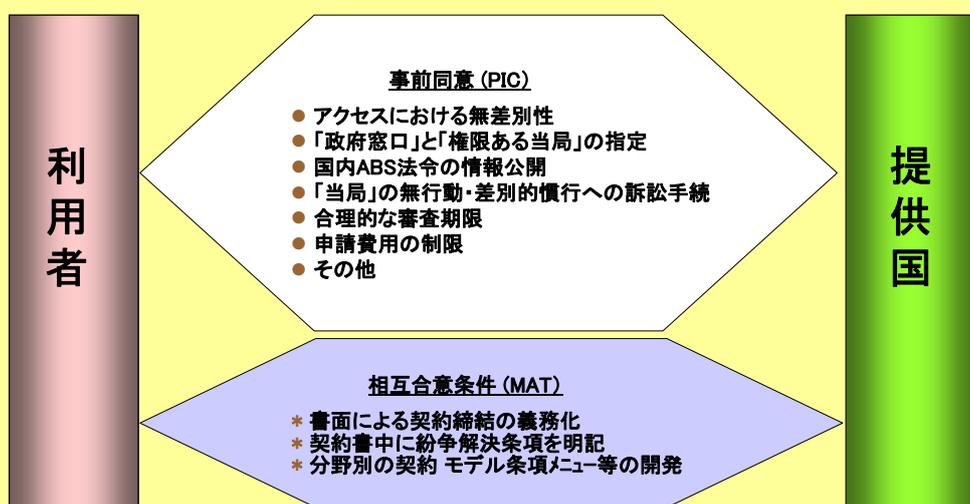
2009年11月モンテリオール作業部会の時点

	メガ多様性同志国家グループ (議長国:ブラジル)	欧州連合(EU)
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 提供国の<b>主権</b>として規制する。</li> <li>● 主権への介入は受け入れられない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>アクセスの円滑化</b>が必要。</li> <li>● 「<b>国際アクセス標準</b>」の開発が必要(任意制度とし主権は侵さない)。</li> </ul>
利益配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>法令</b>で利益配分を確保すべき。</li> <li>● <b>技術移転</b>や<b>資金メカニズム</b>等が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利益配分は<b>契約ベース</b>が基本だ。</li> <li>● <b>分野別の契約条項のメニュー</b>等の開発が必要。</li> </ul>
遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 提供国は<b>アクセス許可証明書</b>を発行。利用国での<b>特許出願</b>や<b>製品許可申請時</b>にその証明書の添付を義務化。</li> <li>● 利用者が「提供国の国内法」を遵守しない場合、<b>利用国は法的拘束力のある国内措置</b>により制裁すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特許出願における出所開示制度はWIPOへ提案済みだ。</li> <li>● 「<b>国際アクセス標準</b>」に違反した自国の利用者に対しては、<b>利用国は国内の制裁措置の制定を検討する用意</b>はある。</li> </ul>

## EUの国際レジーム案



## EUの「国際アクセス標準」案



利用者

### 事前同意 (PIC)

- アクセスにおける無差別性
- 「政府窓口」と「権限ある当局」の指定
- 国内ABS法令の情報公開
- 「当局」の無行動・差別的慣行への訴訟手続
- 合理的な審査期限
- 申請費用の制限
- その他

提供国

### 相互合意条件 (MAT)

- \* 書面による契約締結の義務化
- \* 契約書中に紛争解決条項を明記
- \* 分野別の契約モデル条項メニュー等の開発

提供国のABS法令が国際アクセス標準と整合性を有するならば、不正使用者に対し、  
利用国は国内措置を適用し制裁が可能

## 今後の検討課題

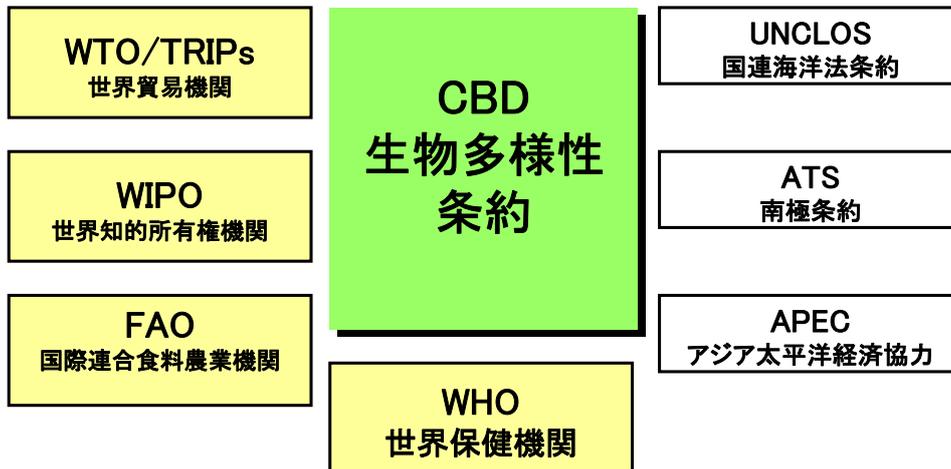
## ABS手続き：原則と現実の乖離

- (1) **原則**：提供国のABS国内法令を遵守する  
**現実**：90%の加盟国はABS国内法を未だ策定していない
- (2) **原則**：権限ある当局に申請する  
**現実**：権限ある当局が不明 or 機能していない場合がある
- (3) **原則**：利益配分は交渉により相互合意(契約)で決める  
**現実**：分野別に対応するよう改善が必要。交渉能力の南北間格差への配慮も必要

## 「バイオパイラシー」に関する 共通理解の不在

- 生物多様性条約の原則に従わない行為？
- 資源国の国内法令に従わない行為？
- 契約に違反する行為？
- 伝統的知識の不正使用？(伝統的知識の定義がない)
- その他(例：通常市販品の目的外使用？)

## 他の国際機関・条約との重複

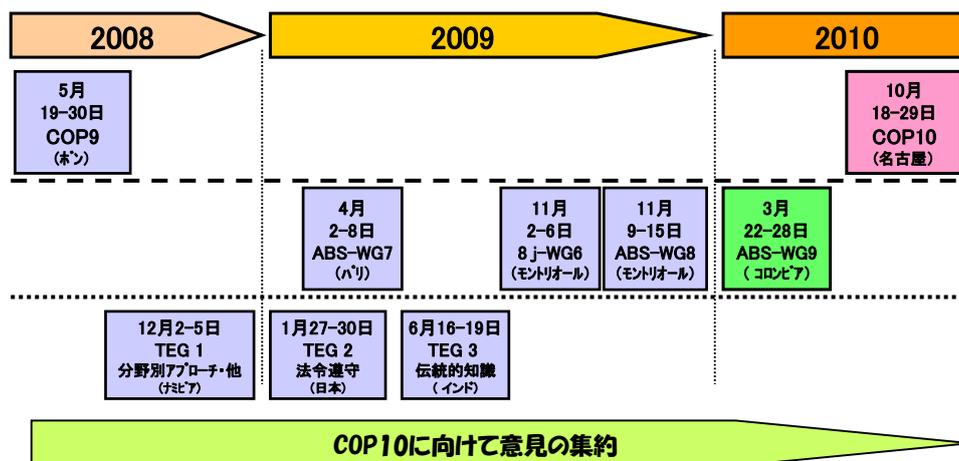


## 最近の動き

## ABS-WG9までの会合

- ジャカルタ・産学官ダイアログ (2009.12.2-3)
- アジア地域会合 (2009.12.4-6、カンボジア)
- フレンスオブチエアー会合 (2010.1.26-29、カナダ)
- 地域間非公式協議 (2009.3.16-18、コロンビア)

## CBD-ABS関連会議日程



## 諸外国の新しい動き

- **ノルウェー**がABSの国内法体制を確立
- **スペイン**がABS 国内法策定の方針
- **中国**が包括的なABSの国内法体制を3年後に 確立の予定で動いている。
- **韓国**がABSへの対応を急速に強化中

ご清聴ありがとうございました